

各県立学校長 殿

体育保健課長  
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第13報）

1月14日に開催された「大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本県における感染症状況の評価が「ステージ2」（衛生管理マニュアルではレベル2）へ移行したことから、再度、下記の事項について徹底するよう指導願います。

記

- 1 身体接触に伴う活動は、可能な限り感染症対策を講じた上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。すなわち、これらにおける児童生徒の「接触」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施すること。
- 2 活動前後、及び活動中の生徒（指導者含む）の健康観察をこまめに行うこと。また、体調に異変（発熱に限らず咳、喉の痛み等の風邪症状）がある場合は躊躇なく帰宅させ、状況に応じて適切に対応すること。
- 3 屋内で実施する場合は、体育館のような広く天井の高い施設であっても換気に努めること。その際、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。
- 4 感染が拡大している地域の学校との交流（県外へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿等）は、安全性や必要性を慎重に判断した上で実施するとともに、交流先都道府県に制限がある場合はそれを遵守すること。
- 5 合宿については、その必要性を慎重に検討した上で実施するとともに、基本的な感染症対策の徹底に加え、大部屋の人数制限、施設（部屋）の常時換気、食堂・浴場等共用場所の分散利用などの感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず顧問が確認すること。
- 6 練習や練習試合での保護者等の参観は、感染症対策を講じた上で行うこと。
- 7 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、必ず「不織布マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。

一 身体活動以外の場面（例） 一

- (1) 更衣中 (2) 休憩中 (3) 食事中 (4) 帰宅中 (5) 準備や片付けの場面  
(食事是对面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、不織布マスクを着用すること。)
- (6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面 (7) ミーティング等や生徒が集合する場面

- 8 活動後は直ちに下校し速やかに帰宅すること。また、合宿以外での複数名での飲食はしないこと。

※文化部についても  
同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について ○文化部活動について

体育保健課 担当：吉野 文化課 担当：多嶋田

Tel 097-506-5639 Tel 097-506-5493